

# 令和5年度長崎県小規模省エネルギー対策推進事業費補助金

～よくあるお問い合わせ～

令和5年7月5日

改定 令和5年10月6日

## 問.1 補助金の対象

### Q1. 補助金の目的は何か。

原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が省エネルギー設備を導入する事業について、費用の一部を補助することにより、経営の改善を支援すること等を目的としています。

### Q2. 補助金の対象者は。

県内に主たる事業所を置いて事業を営む中小企業者等※のうち、長崎県小規模省エネルギー対策推進事業費補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）別表1に掲げる業種を営む者です（創業後1年未満の者を除く。）。

※中小企業者等とは・・・中小企業支援法第2条第1項各号に規定する事業者

<参考1> 参考実施要綱別表1

大分類	中分類	小分類	業種
E	-	-	製造業
G	-	-	情報通信業
I	-	-	卸売業、小売業
L	74	743、744	機械設計業、商品・非破壊検査業
M	76、77	-	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
N	-	-	生活関連サービス業、娯楽業
O	82	823、824	学習塾、教養・技能教授業
R	88～92	-	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(別掲を除く。)、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

<参考2-1> 中小企業支援法第2条第1項第1号および第2号

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たす会社または個人）	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④以外)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<参考 2 - 2> 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 3 号

業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業	3 億円以下	9 0 0 人以下
ソフトウェア業等	3 億円以下	3 0 0 人以下

<※ 3> 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号  
事業協同組合、商工組合、協業組合等

### Q 3. 補助の要件は何か。

申請要領中「2 補助対象者」をご参照ください。

### Q 4. 複数の事業所を営業しているが、事業所単位で申請してよいか。

1 事業者ごとの申請になります。

### Q 5. 本社が県外であっても、補助金の対象となるのか。

県内に主たる事務所、事業所を置く中小企業者等が補助の対象となります。

※主たる事務所とは、商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所  
又は事業活動の拠点としての主たる事務所をいう。

### Q 6. 既に事業着手しているが対象となるか。

本補助金は、**交付決定前の事業着手は認めておりません。事業着手済の場合は補助対象とならないので、必ず交付決定を受けてからの着手をお願いします。**

### Q 7. 補助金の対象となる設備は何か。

申請要領の「4 対象経費及び対象設備」をご参照ください。

### Q 8. 居抜き物件を購入し、今後飲食店を開業予定である。設備が古いので更新したいが対象となるか。

要件を満たす省エネ等設備を導入する場合は対象となります。ただし、新規創業者（創業から 1 年未満）でないことが本補助金の要件となりますので、今後開業する場合は、対象となりません。

### Q 9. 補助金の対象となる業種が限定されるのはなぜか。

原油価格や物価高騰に関する支援については、県において様々な業種の支援制度を設けており、本補助金については、製造業やサービス業などを補助の対象としています。

**Q 10. 同一事業者が複数の業種の事業を営んでいる場合、対象業種はどのように判断するのか。（例：主たる事業は建設業で、そのほかに、飲食店を営んでいる場合、飲食店の対象設備を更新する際は、補助金の対象となるのか。）**

申請要領に記載している対象業種を事業として営むのであれば、事業規模の大小にかかわらず対象となり得ます。ただし、更新する設備は、対象業種の事業活動で使用されることが必要です。（例の場合、更新する対象設備を飲食店でのみ使用することを写真等で証明していただく必要があります。）

**Q 11. 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。**

省エネルギーのために、古い業務用エアコンや冷蔵庫などを最新機種に更新したり、電力使用量を削減するため建物内の照明をシステム管理する機器に更新するためなどの設備購入費・設計費・工事費が対象となります。

**Q 12. 営業車両の燃費が悪いため更新したいが対象になるのか。**

車両は対象外です。

**Q 13. 飲食店の照明をLED照明に交換する導入する場合、補助対象となるのか。LED電球に交換するだけでよいのか。**

調光機能を有した照明設備は「調光制御設備」として補助対象となりますが、電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。ただし、導入する省エネ設備に付属する消耗品等については、一体の設備と見なすことができる場合は、補助対象として認められます。

**Q 14. 本補助事業にかかる経費について、国や市町が実施している補助金等と重複して申請してもよいか。**

同一の対象設備、経費等について、国、県及び市町が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して申請することはできません。

**Q 15. 消費税は補助対象となるのか。**

消費税は補助対象ではありません。

**Q 16. 今回の工事に併せてコロナ対策のための間仕切りやパーティションの設置を同時に施工したい。この工事費用は今回の対象となるのか。**

今回の補助金は、省エネルギーのための設備購入費・工事費が対象となるため、間仕切りの設置等は対象外です。同時に工事することは構いませんが、補助の対象となる費用と対象とならない費用

を明確に分ける必要があります。(工事費用を明確に分けられない場合、工事費全てを補助対象経費と認められない場合がありますので、ご注意ください)

**Q 17. 実施要綱に記載のないユーティリティ設備（種別）も省エネ等であれば補助対象になるか。**

実施要綱別表2の設備区分及び種別に記載がないユーティリティ設備は対象になりません。

**Q 18. 県内2つの事業所の業務用冷蔵庫を補助対象の業務用冷蔵庫にそれぞれ1台ずつ更新することはできるか。**

可能です。ただし、申請は1事業者1回限りです。

**Q 19. 複数台または複数の種類の補助対象設備を組み合わせることはできるか**

可能です。ただし、申請は1事業者1回限りです。

**Q 20. 機器の更新だけでなく、新設、増設、修繕は対象になるか。**

新設、増設は対象となります。ただし修繕は対象外です。

**Q 21. 補助金額が20万円未満であるが補助金はもらえるか。**

本補助金は、補助金額が20万円を下限としていることから、補助金額が20万円未満となる場合は、申請することができません。ただし、LPガス設備のみの場合については、補助金額の下限が10万円であるため、補助金額が10万円以上であれば、申請することができます。

**Q 22. LP ガス設備を一部導入すれば、補助下限が 10 万円となるのか。例えば、補助金額が LP ガス設備で 8 万円、LP ガス以外の設備で 10 万円の場、補助金額は合計 18 万円となるのか。**

本補助金は、LP ガス設備のみの場合は補助下限が 10 万円となります。  
以下のケースをご参考ください。

	補助金額			対象の可否
	LP ガス設備	LP ガス以外の設備	合計	
ケース①	5 万円	4 万円	9 万円	対象となりません。
ケース②	5 万円	8 万円	13 万円	対象となりません。
ケース③	12 万円	4 万円	16 万円	LP ガス設備だけで、10 万円を超えているので、LP ガス設備の 12 万円のみ対象となります。
ケース④	5 万円	16 万円	21 万円	補助金額が合計 20 万円を超えるので、どちらも対象となります。

**Q 23. 諸経費は対象となるか？**

本補助金の対象経費は、設備費(設備購入費)、設計費、工事費となります。その他の経費(撤去費や諸経費等)は対象となりません。

## 問. 2 申請手続き

**Q 1. 申請はいつまで出来るのか。**

**令和 5 年 12 月 15 日 (金)** (当日消印有効) までに提出をお願いします。

ただし、交付決定まで約 1 カ月程度かかります。事業開始は交付決定後に実施する必要がありますが、**令和 6 年 1 月 31 日 (水)** までに事業が完了する必要がありますので、受注業者に導入の日程等を十分に確認した上で申請してください。

**Q 2. 申請書の様式はどこで入手できるのか。**

県庁の公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/chushokigyoshien-kinyu/http-10-1-10-2-kohocms-bunrui-shigoto-sangyo-chushokigyoshien-kinyu-r5minisyoenetaisaku/>



長崎県 小規模省エネ対策補助金 検索

### Q3. どこへ申請すればいいのか。

以下の宛先へ郵送してください。

〒850-8799 長崎中央郵便局私書箱第165号  
長崎県小規模省エネ対策推進補助金申請受付センター 宛

※差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※郵便料金は申請者でご負担をお願いします。

### Q4. 持参による申請は可能なのか。

持参による申請は受け付けておりません。

### Q5. 普通郵便で郵送してよいか。

必ず簡易書留やレターパックなど追跡ができる方法での郵送をお願いします。

### Q6. 申請にはどのような書類が必要なのか。

申請要領中「6 申請方法」及び「7 申請・支給の流れ」をご参照ください。

### Q7. 免許証の有効期限が切れているが利用できるか。

有効期限内の身分証明書で申請してください。用意できない場合は、マイナンバーカード等の氏名と住所が確認できるその他の証明書で申請してください。

### Q8. 個人事業主の本人確認書類は健康保険証でもよいか。

健康保険証では住所を確認できないため、本人確認書類にはなりません。マイナンバーカードや運転免許証、住民票など、氏名と住所が確認できる他の証明書で申請してください。

### Q9. 採択の方法は。

要件を満たすものから順に採択し、申請書に記載の住所に交付決定通知書（様式第3号）を郵送します。なお予算額に達した場合は、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

## 問.3 補助金交付

### Q1. 補助金の入金はいつ頃になるのか。

事業完了後、実績報告書（様式第9号）を提出してから、書類に一切の不備がなければ約1月程度で「交付申請書（様式第1号）」に記載された口座に補助金を振り込みます。

### Q2. 補助金が交付されない場合はあるのか。

導入した設備が交付決定した設備と相違していたり、事業実施期間（令和6年1月31日）までに事業が完了しない場合など、補助金を交付しない場合があります。

### Q3. 補助金の交付決定を受けても、事前に補助金を交付されなければ、施工業者に支払えない。事前に補助金をもらえないのか。

今回の補助金においては、事業完了後の支払いとなります。あらかじめご了承ください。

### Q4. 設備の導入が工期の遅れなどの理由により、令和6年1月31日までに完了しない場合、補助金はもらえないのか。

本補助金は設備導入から工事代金等の支払いまでが令和6年1月31日までに完了した上で、実績報告書を提出する必要があります。申請要領を確認するとともに、受注業者に導入の日程等を十分に確認した上で事業を開始してください。

ただし、交付決定後、申請者の責によらない事由により、事業完了が令和6年1月31日までに完了しないと見込まれる場合、補助期間の延長の可否を審査しますので、様式第8号（補助事業遅延等報告書）を提出してください。

※審査の結果、期間の延長が認められない場合もありますので、ご注意ください。

## 問.4 その他

### Q1. 補助金は課税の対象になるのか。

課税対象となります。

### Q2. 本補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、他者へ譲渡したりしてもよいのか。

本補助金により取得等したものについては、その趣旨に沿った適切な使用等をお願いします。よって、他者への譲渡など、目的外の使用は原則認められません。